

ジョン・ロックの統治理論の原型

——『第一論文』の分析を通じて——

武井 敬 亮

I. はじめに

本稿の目的は、『統治二論』¹⁾の前半部分をなすロックのフィルマー論駁（以下『第一論文』）の分析を通じて、その原理論的性格²⁾を明らかにすることにある。ロックは後半部分（以下『第二論文』）の冒頭で、「統治の発生、政治権力の起源、政治権力の所有者を指定し識別する方法について、サー・ロバート・フィルマーがわれわれに教えたのとは別のものをぜひとも発見しなければならない」（ST, 1）と述べ、『第二論文』で具体的に展開される自身の統治論の方向性を示唆している。したがって、『第二論文』を執筆する際に、ロックが統治に関してどのような考えを抱いていたのかを考察するためには、『第一論文』を単なる逐語的なフィルマー論駁を目的とした論稿とみなすのではなく、そこに内在する原理論的性格を明らかにすることが必要となる。そこで本稿以下では、まず『第一論文』をめぐる研究史を概観し、その問題点を指摘した上で（II）、『第一論文』の具体的な構造分析

を行っていききたい（III）。そして、その帰結として、『第一論文』の原理論的性格を描き出し（IV）、最後に今後の展望について述べたいと思う（V）。

II. 『第一論文』の位置づけ

P. ラスレットによる一連の研究³⁾により、ロックの『統治二論』が、名誉革命を正当化するためではなく、カトリックのヨーク公ジェームズ（後のジェームズ二世）の王位継承をめぐる政治的論争の中で執筆されたことは、今や通説になっている。しかし、フィルマー論駁が具体的に展開されている『第一論文』については、H. ローウェンが比較的早い段階でその重要性を指摘していたにもかかわらず⁴⁾、それ自体を独立した論文として扱った研究は、これまであまりなされてこなかった。C. D. タールトンによれば、ラスレット説⁵⁾に依拠した結果、ロックの中心的議論が展開されている『第二論文』

1) 本稿では以下のテキストを用いる。

Locke, J., *Two Treatises of Government*, ed. by Laslett, P., Cambridge, Cambridge University Press, 1988. (以下, TT と略記)。引用については、『第一論文』をFT、『第二論文』をSTとし、節番号はアラビア数字で表し、それらを本文中に記載する。また邦訳は、加藤訳（加藤節訳『統治二論』岩波書店、2007年）を用い、必要に応じて訳を改めることとする。

2) ここでいう「原理論的性格」とは、『第一論文』にみられる、ロックの統治理論の原型を意味する。

3) Laslett, P., 'introduction', in TT; *idem*, 'The English Revolution and Locke's *Two Treatises of Government*', *Cambridge Historical Journal*, vol. 12, no. 1, 1956, pp. 40-55.

4) ローウェンは、『第一論文』の一般的な軽視は、その中心テーマをつかみ損ねていることにであると指摘し、『第一論文』における所有権と政治権力の区別こそが、『第二論文』の基盤となっていると主張する（Rowen, Herbert H., 'A Second Thought on Locke's First Treatise', *Journal of the History of Ideas*, vol. 17, no. 1, Jan. 1956, pp. 130-132.）。この所有権と政治権力の区別については、本稿Ⅲ章1-1で詳しく論じている。

が主たる分析対象とされてきたために、これまで『第一論文』は忘却の縁に追いやられてきたという⁶⁾。

しかしながら、歴史的な文脈に依拠したロックの思想的発展に関する最近の研究により、ラスレット説に依拠した解釈とは反対に、『第一論文』が『第二論文』よりも早い時期に執筆されたということが明らかになった。R. アッシュクラフトによれば、『第一論文』は、1680年から81年の選挙及び議会の会期中、排除法案⁷⁾を通過させるための支持を獲得しその目的を達成するために、シャフツベリの選挙・議会キャンペーンの一部を担うことを意図して書かれたという⁸⁾。そして、抵抗権論を含む『第二論文』は、チャールズ二世が議会を解散し、上記の目的が達成できなくなってから書かれたと主張する⁹⁾。また、J. マーシャルも、アッシュクラフトと同

様に、『第一論文』は、抵抗の擁護をまったく含んでおらず、個人の同意も相対的にほとんど含んでいないし、いくつかの節では、相続による隷属と、人々が統治者に対する完全な服従に同意したということをとともに受け容れているようにも見えると指摘する。そして、このことは、1680年から81年のロックの同時代人の間では慣習的になっていた諸概念ではあったが、『第二論文』の中心的な議論とは決定的に矛盾するという¹⁰⁾。そして、『第二論文』を書くまでの、服従、抵抗、隷属に関する彼の理論の諸要素における決定的な変化は、『第一論文』を書き始めた、あるいは完成させた後に、武力による抵抗が『第二論文』を構成する主たる目的となったことから生じたと主張する¹¹⁾。

したがって、彼らの解釈を前提とした場合、『第一論文』は、フィルマー論駁を主眼としながらも、それ自体、独立したものとして書かれたことになる。つまり、かつてラスレットが主張していたように、『第一論文』におけるフィルマー論駁は、『第二論文』における理論的枠組みを前提として行われたのではなく、『第一論文』を執筆した際にロックが抱いていた統治観の下に行われていたのである。そして、ここに、本稿の主眼である『第一論文』における原理論的性格を描き出す素地が存在するのである。そこで、本稿Ⅲ章以下では、何を根拠にしてロックがフィルマー論駁を行っているのかを、『第一論文』の構造分析を通じて明らかにしていきたいと思う。

5) ラスレットによると、1679年から80年の冬に『第二論文』が執筆され、1680年初めに『第一論文』がそれに付け加えられたという (Laslett, *op. cit.*, p. 65)。ただし、こうした前提に依拠したからといって、必ずしも理論的分析がなされなかったわけではない。例えば、友岡は『第二論文』で論じられている自然状態について、その内的描写の究極の淵源を『第一論文』にまで踏み込んで分析を行っている (友岡敏明『ジョン・ロックの政治思想』名古屋大学出版会、1986年、157ページ)。

6) Tarlton, Charles D., 'A Rope of Sand: Interpreting Locke's First Treatise of Government', *Historical Journal*, vol. 21, no. 1, Mar. 1978, pp. 43-48.

7) この法案はカトリック教徒であるヨーク公 (後のジェイムズ二世) を、王位継承者から排除するために出された法案で、79, 80, 81年と三回提出されたものの、いずれも否決された。また、チャールズ二世は、81年に議会を解散して以降、85年の死まで議会を召集しなかった (今井宏編『イギリス史2』山川出版社、1990年、247-8ページ)。

8) Ashcraft, R., 'Revolutionary Politics and Locke's Two Treatises of Government', *Political Theory*, vol. 8, no. 4, Nov. 1980, p. 448.

9) *Ibid.*, p. 449.

10) Marshall, J., *John Locke: Resistance, Religion and Responsibility*, Cambridge, Cambridge University Press, 1994, pp. 117-8. また、執筆時期に関するより詳細な記述については、pp. 223-4を参照。マーシャルのこの記述は、Wootton, D., *John Locke: Political Writings*, Harmondsworth, Penguin, 1993, pp. 72-3によるところが大きい。

11) *Ibid.*, p. 118.

Ⅲ. 『第一論文』の構造分析

本章では、以下の二つの観点からロックのフィルマー論駁を整理することで、『第一論文』執筆時にロックが前提としていた統治観の解明を試みる。その観点とは、『第二論文』の冒頭で述べられている「政治権力の起源」と「政治権力の所有者を指定し識別する方法」の二つである。というのも、ロック自身が、これらと対応するかたちでフィルマー論駁を行っているからである。ロックは、『第一論文』の冒頭で、フィルマーの学説を以下のように要約している。「人間は自由には生まれついておらず、従って、支配者と統治形態とを選択する自由をもちえないこと、奴隷は契約あるいは同意への権利をもつことができないから、君主はその権力を絶対的に、かつ神授権によって所有していること、アダムは絶対君主であったし、彼以降のすべての君主もそうである」(FT, 5)。そして、「もしその基礎〔引用者：人間は生まれながらに自由ではないということ〕が崩れれば、それとともに、その上に建てられた建築物も倒壊し、統治は、理性を行使しつつ社会へと結合する人間の創意と同意によって作り出されるという旧来の方法に再び委ねられなければならない」と主張する(FT, 6)。したがって、フィルマーの議論を論駁するためには、アダムの絶対的な権力の起源、つまり、政治権力の起源を問題にしなければならないし、また、起源のみならず、政治権力の所有者を指定し識別する方法として、フィルマーが主張する相続の論理が、現在君主が掌握している権力の合法性を証明しうるのかどうかも問題にしなければならない。ロックは、『第一論文』の3章から7章にかけて、アダムの絶対的権力の権原に関するフィルマーの議論を論駁し、8章から11章にかけて、フィルマーの主張する相続の論理では、現在の君主が絶対的権力を合法的にもっていることを証明できない、ということを示している。本稿Ⅲ章以

下では、基本的にこの枠組みを踏襲して、ロックのフィルマー論駁を概観していくことにする。

1. アダムの絶対的権力の権原について

本節では、まず、フィルマーの主張するアダムの絶対的権力の権原が政治権力の起源にはならないというロックの議論を、ロック自身による以下の二つの区分、個別の支配権¹²⁾と自然の支配権¹³⁾、に応じてそれぞれみていくことにす

12) 原語は Private Dominion である。ここでの Private の意味は、〈公〉に対する〈私〉という意味ではなく、(アダムにだけ与えられた)〈個別の〉という意味である。本来、〈私 Private〉というのは〈公 Public〉と対になって存在する概念である。しかしながら、フィルマーの想定する世界は、後で詳しく見るように、こうした〈私〉と〈公〉の対比で描かれているのではなく、神がアダムにだけ与えた(とフィルマーが主張するところの)権力を、アダムが他の人々に対して行使する世界として描かれている。ロックはフィルマーの神授権説を論駁する中で、アダムが有している権力は、アダムにだけ与えられたのではなく、他の人々にも平等に与えられたものであることを示す(このロックの世界像は、『第二論文』で「自然状態」として描かれることになる)。そして〈公〉の概念が生まれるのは、人々が社会を形成した後のことであり、それ以前(つまり自然状態)には、〈公〉の概念もそれと対応する〈私〉の概念も存在しないことになる。したがって、〈公〉と対置されない限り、筆者は Private を〈個別の〉と訳すことにする。岡村も同様に、こうした〈公〉と〈私〉の対応関係に着目している(岡村東洋光『ジョン・ロックの政治社会論』ナカニシヤ出版、1998年、58-9ページ)。

13) この区分は、『第一論文』の3章でロックによってなされているものである。ロックは、アダムの創造が、それ自体では絶対的権力の権原にはならないことを示した後で、さらに「神の明白な認可によるアダムに個別の支配権」と「生来的に、すなわち自然の権利によってアダムが当然に与えられた子孫への父親の権力」が、その権原になるのか調べなければならないという(FT, 20)。

る。

1-1. 個別の支配権

神の明白な認可によってアダムに個別に与えられた支配権(個別の支配権)の根拠としてフィルムマーが挙げる聖書の文言は、以下の二箇所である。一つ目は、『旧約聖書』の「創世記」第1章28節の「神は彼らを祝福して、彼らに言った、『生めよ、増えよ、地に満ちて、これを従わせよ。海の魚、空の鳥、地を這うすべての生き物を支配せよ』」¹⁴⁾であり、二つ目は、同じく「創世記」第3章16節の「妻に言った、『わたしはあなたの労苦と身ごもりとを増し加える。苦勞の中であなたは子を生む。あなたの想いはあなたの夫に向かい、彼があなたを治めるであろう』」¹⁵⁾である。ロックによれば、フィルムマーは前者から、「アダムは、ここにおいてすべての被造物に対する統治権を与えられ、それによって、全世界の王となった」¹⁶⁾と主張し、また、後者を統治の原初的な認可とみなすことで、「最高権力は父たる地位のうちに据えられ、ただ一種類の統治、すなわち王政に限定される」¹⁷⁾と主張しているという (FT, 23, 44)。

まず、前者に対するロックの反駁をみていく。ロックは先の文言における「彼らを祝福して」、「彼らに言った」といった箇所に着目して、神

がアダムに授与したものは、他のすべての人間を排除して特別にアダムにだけ与えられたもの(被造物に対する個別の支配権)ではなく、他の人類と共有のもの(被造物に対する所有権)であったと主張する (FT, 29)¹⁸⁾。そして、その根拠として、「創世記」第1章26節¹⁹⁾を引いて、「彼ら」は人類を包含しているものと解さなければならぬと主張する (FT, 30)。

ここで特に重要だと思われるのは、ロックによる所有権と政治権力の明確な区別²⁰⁾である。ロックによれば、アダムに対して仮に排他的な所有権(及びそこから生じる個別の支配権)を認めたとしても、そのことが、人間の身体に対する主権的で恣意的な権威を与えることにはならない (FT, 41)。つまり、所有権に基づく個別の支配権は、他者の生命に対して権力を行使する権原とはならないのである。なぜなら、排他的な所有権によって他者の身体に支配を及ぼそうとする場合、それは、食物を与えないことによってその目的を達成することになるが、それは人類に増殖を命じた神の意図に背く行為となるし (FT, 41)、また、人類のために神が用意したものを利用する権利を神は人類すべてに与えた、と考えるほうがより合理的であるからであ

14) 旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I』岩波書店、2004年、4ページ。

15) 同上書、8ページ。

16) フィルマーのこの主張については、Filmer, R., *Patriarcha and Other Writings*, ed. by Sommerville, Johann P., Cambridge, Cambridge University Press, 1991, p. 236を参照。

17) *Ibid.*, p. 138を参照。本稿におけるフィルムマーの議論は、『第一論文』で展開されているロックの視点からのものであり、フィルムマーが実際に行っている議論とは異なる点がある。したがって、厳密なロック=フィルムマーの比較分析は、別稿に譲りたい。なお、ロックのフィルムマー論駁の妥当性を検証したものとして、岡村、前掲書、がある。

18) フィルマーは、被造物に対するアダムの排他的な所有権から個別の支配権を主張している。その意味で、PropertyをPrivate Dominionと同じ意味で用いている箇所がある(例えば、FT, 32, 39)。これに対して、ロックは、所有権と支配権を明確に区別する。

19) ロックが引用した『旧約聖書』の一節は、「神は言った、『われらの像に、われらの姿に似せて、人を造ろう。そして彼らに海の魚、空の鳥、家畜、地のすべてのもの、地上を這うものすべてを支配させよう』」である(旧約聖書委員会訳、前掲書、4ページ)。

20) この所有権と政治権力の区別の重要性に着目したものととして、Rowen, *op. cit.*, pp. 130-1, Tarlton, *op. cit.*, p. 58, Ashcraft, *op. cit.*, p. 220, 中神由美子『実践としての政治、アートとしての政治』創文社、2003年、123ページ。

る (FT, 41)。したがって、ロックは、所有権が政治権力の直接の権原にはならないと主張するのである。このことは、次の箇所でもより明確に述べられている。

いかなる人間も、土地あるいは所有物への所有権によって、他の人間の生命を支配する正当な権力を持ちえない。なぜなら資産を持つ者が、そのあり余る財産の中から援助を与えることをしないで同胞を死滅させることは、いかなる場合にも罪²¹⁾ であるからである (FT, 42)。

このように、所有権と政治権力を区別した上で、ロックは、その所有権はアダムにのみ与えられたものではなく、人類に共通に与えられたものであると結論づける。

次に後者、すなわち「創世記」第3章16節の文言についてであるが、ロックは、その言葉が、アダムに向けて語られたものでも、また、アダムに対してなされた認可を含むものでもなく、単にイヴに下された罰にすぎないと指摘する (FT, 47)。そして、女性の夫に対する服従の根拠を神の摂理や自然の中に求め、たとえ女性の代表としてイヴに向けられたものであったとしても、その言葉は、夫に対する妻の通常の服従状態を意味するだけであると主張する (FT, 47)。さらに、「女性が、その境遇あるいは夫との契約といった事情によってその服従状態を免れているとすれば、女性を服従へと義務づけるいかなる律法も存在しない」(FT, 47) といい、女性に対する夫の服従が絶対的なものではないことを指摘する。また、メアリ (一世) やエリザベスを引き合いに出し²²⁾、女性の夫に対する

服従は、政治的服従とは異なると主張する (FT, 47)。そして、ロックはここでも、政治権力を夫婦間の権力と区別し、以下のように述べる。

それ [引用者：アダムに与えられた権力] は、政治権力ではなく、単なる夫婦間の権力、すなわち、すべての夫が、財産および土地の所有者として、家の中の私的な仕事に関わることがらに采配を振るい、彼らの共通の関心事において妻の意志よりも自分の意志を優先させるために有する権力にすぎない (FT, 48)。

また、ロックは別の箇所でも、「確かに先の聖書の文言によって、神は、罰としてイヴをアダムに服従させ、あるいは家族の共通のことがらを秩序づけるためにより弱い性の従属を予言したが、それによって、夫であるアダムに、必然的に統治者に属する生殺与奪の権力を授与」(FT, 67) したわけではなかったと述べている。

1-2. 自然の支配権

次に、自然の権利によってアダムに与えられた子孫への父親の権力 (自然の支配権) についてであるが、フィルマーは、グロチウスの「子供をもうけることによって親は彼らへの権利を獲得するのだ」²³⁾ という文言と、十戒の「汝の父を敬え」²⁴⁾ という言葉を根拠に、アダムの絶対的権力を主張する (FT, 50, 60)。前者に対してロックは、グロチウスは子供に対する親の権利がどこまで及ぶかについては何も語っていな

21) この箇所で言及されている罪とは Sin であり、ここでは神に対する罪を意味する。この部分における神への言及は、ロックの統治理論の根底にある神学的枠組みを示唆しているように思われる。

22) ここでは、仮定の話として、仮に彼女達 (メアリとエリザベス) が「臣下と結婚したら、この聖書の一節に従って、夫に政治的に服従させられるとか、それによって夫は彼女たちの上に王的支配を行うとかと考える者がいるだろうか」(FT, 47) と述べ、読者の常識に訴えかけている。

23) Filmer, *op. cit.*, p. 226 を参照。

24) *Ibid.*, p. 11 を参照。

いと批判する (FT, 51)。そして、「子供をもうけること」が、なぜ父親に対して、「子供へのそうした [引用者：絶対君主が奴隷に対してもつと同様の生殺与奪] 絶対的権力を与えるのか」について、フィルマーは何も答えていないと言い (FT, 51)、フィルマーを擁護する他の論者の説を取り上げて論駁する²⁵⁾。

ロックは、「父親が子どもたちの生命に対する権利をもつのは、彼らに生命と存在とを与えたからだ」という彼らの主張に対し、哲学者や解剖学者ですら「生命の所在」や「人間の身体を構成する多くの部分の構造と作用」については「無知であることを告白している」と指摘する (FT, 52)。そして、それらについて何も知らない者が、他者に生命を与えることができるとは考えられないと主張し (FT, 52)、「この世のいかなる両親も子供たちの創造者であると主張することはできない」と結論づける (FT, 53)²⁶⁾。また、仮に彼らの主張が正しいとしても、「母親が子供をもうけることを平等に分担していることは否定しえない」ため、父親の権力は母親との共同統治権にすぎないと主張する (FT, 55)。

次に、後者、すなわち十戒の「汝の父を敬え」という言葉に対してロックは、フィルマーは「および汝の母を」の言葉を省略していると批判する (FT, 60)。そして、もしこの言葉（「汝の父と母とを敬え」）が、政治的支配権に関わるものであるならば、結果的に、「父親の数だけ主権者の数があることになってしまう」し、「母親もまたそれ [引用者：政治的支配権] への権原をもつ」のだから、「一人の至高の君主の主権は解体

されることになる」と主張する (FT, 65)。ここからロックは、フィルマーが主張するように、「この尊崇を受ける権原が自然によって両親に与えられたものであり、子供たちをもうけることによって生じた権利であること」(FT, 63) は認めるが、「それ [引用者：『汝の父と母とを敬え』] は、純粹に両親と子供たちとの関係に付属する永遠の法であって、為政者の権力は一切含まず、またそれに従属することもない」(FT, 64) と結論づける。つまり、子供たちが両親に負う義務は政治的服従とは関係なく、それはただ、通常、子供たちが両親に負っている義務に他ならないのである²⁷⁾。ここでも、ロックが、親・子の関係を政治権力に基づく支配・被支配の関係

26) ロックはまた、「神が生命の作者であり授与者であること、われわれが生き、動き、在るのはただ神のなかにおいてのみであることを想起すべき」(FT, 52) であり、「生きた魂を最初に創造し、かつ、今なお創造し続けており、また、唯一、生命の息吹を吹き込むことができる全能の神の測り知れない業を自分のものであると主張するほど大胆な者がいるであろうか」(FT, 53) とも述べている。ロックのこの創造主義 (creationism) について、アッシュクラフトは、「創造説は、政治的権威に関するフィルマーの定義を拒否する軸 axis としてロックに用いられている」と指摘している (Ashcraft, *op. cit.*, p. 259)。また、タリーも、創造主義に基づく神の下での (人間同士の) 平等が、ロックの政治理論の基礎的な原理になっていると指摘する (Tully, *op. cit.*, p. 59)。筆者も彼らの見解に同意する。なお、自然の支配権が政治権力の権原にはならないとするロックの議論の帰結については、本稿IV章を参照。

27) ロックは、親の子に対する支配についても、それは、種の繁殖と存続のために、神が委ねたものであると指摘し、子供の保存ということが、もっとも強い原理として各個体の本性の構造を内側から支配していると主張する (FT, 56)。つまり、子の親に対する義務の側面からだけでなく、親の子に対する支配の側面からみても、それが政治権力に基づく支配にはならないということになる。この議論は、『第二論文』第6章「家長権力について」に引き継がれることになる。

25) ロック自身がこのような擁護者について具体的に言及しているわけではないが、タリーによれば、彼らの立場は靈魂伝遺説 (traducianism) (魂は両親から、究極的にはアダムから伝遺されたものであるとする説) と呼ばれるものであり、原罪や家長的権威の継承を擁護する際に用いられていたという (Tully, *J. A Discourse on Property*, Cambridge, Cambridge University Press, 1980, p. 58)。

と区別していることがわかる。

2. アダムの絶対的権力の相続について

次に、「政治権力の所有者を指定し識別する方法」の点からロックのフィルマー論駁を概観する。そして、ロックが、フィルマーの論証するアダムから現在の君主に至る相続の論理では、君主の絶対的権力を基礎づけることはできず、それは最終的に秩序の崩壊に至らざるを得ないため、そうした事態を避けるためには、政治権力の所在を明確にする必要があると考えていた、ということを示したいと思う。

ロックは、(既に絶対的権力の権原にはならないことを示した) 個別の支配権と自然の支配権を根拠に、仮にアダムが絶対的な権力をもっていたとしても、以下の二点、つまり、①アダムのその権力は、彼とともに消滅したのではなく、彼の死によって他の誰かに全面的に譲渡され、また子孫に対して同様なかたちで伝えられたこと、そして、②現在の地上に存在する君主及び支配者は、そのアダムの権力を、彼らにまで至る正しい譲渡の仕方によって所有していること、が証明されない限り、現在この世に存在する人類の統治にとっては何の役にも立たないと言う (FT, 82)。したがって、以下ではこれら二点について、個別にみていくことにする。

2-1. アダムから子孫への相続

相続の論理についてロックは、「すべての相続において、もし相続者が、その父親の権利を基礎づける根拠を受け継がない場合には、その根拠から生じる権利を受け継ぐことはできない」と考えている (FT, 85)。したがって、ロックはまず、その権原が相続者に受け継がれているのか否かを検討し、それが受け継がれていないことを明らかにすることで、仮にアダムが絶対的な支配権をもっていたとしても、それが相続者に受け継がれることはないということを論証していく。

まず、アダムが有する排他的な所有権に基づく個別の支配権についてみていくことにする。ロックは、自身の相続の論理に従い、仮にアダムがそれ(個別の支配権)を神の贈与と認可とに基づいて獲得したとしても、アダムと同様の根拠(つまり、神の贈与と認可)がない限り、継承者たちがそれをアダムと同じように保持することはできないという (FT, 85)。さらに、ロックは、そもそも神がアダムに対して所有権を与えたのは、被造物を利用して自己保存を行うためであったと指摘する (FT, 86, 87)。ロックによれば、この自己保存のための被造物の利用は、生命と存在との保存への強い欲求を行為の原理として人間に植えつけた神の意志に適う行為であり、すべての人間に許されていることである (FT, 86)。したがって、アダムの子供たちも当然、自己保存のために被造物を使用する権利(及びそれに基づく所有権)をもつことになる。この被造物を使用する権利は、相続によってアダムから子供たちへ受け継がれるものではなく、アダムと同時に子供たちが有するものである²⁸⁾。したがって、所有権が共有のものである以上、アダムの継承者が、そこから他の子供たちを排除できるような特権をもつことはないため、アダムが有した所有権を根拠とする個別の支配権も無に帰することになる (FT, 87)。

次に夫の妻、父の子に対する支配に基づく自然の支配権についてであるが、それらが得られるのは、夫の妻に対する支配権の場合、「婚姻契

28) ただし、子供が両親の財産を所有(相続)する権利をもつということについては『第一論文』の88, 89, 90節を参照。特にロックは、子供達が相続の権利をもつ理由について、「神は、人間のうちに、自らの種を繁殖させ、子孫において自らを存続させようとする強い欲求を植えつけたのであり、これが、子供たちに対して、両親の所有権の分配を受ける権原と、彼らの所有物を相続する権利とを与えたのである」と述べている (FT, 88)。

約によって」、父の子に対する支配権の場合は「子供をもうけることによって」であり、根拠が「婚姻契約をむすぶこと」、「子供をもうけること」である以上、この権利は相続することが不可能なものであるといえる (FT, 98)。したがって、相続者が、その根拠を受け継ぐことができない以上、それに立脚する自然の支配権も相続することができない、ということになる。

権原が相続者に受け継がれていない以上、それを根拠にしているアダムの絶対的権力が、後継者に受け継がれることはなく、その権力はアダムの死とともに消滅したと考えなければならぬとロックは結論づける (FT, 103)。

2-2. アダムから現在の君主への相続

ロックは次に、アダムの絶対的な権力が現在の君主へどのように受け継がれているのかを問題にする。ロックはまず、フィルマーの以下の文言を取り上げる。

およそ人間の集団をそれ自体として取り上げてみると、その中には、アダムの直接の継承者として生来的に他のすべての者に対して王たるべき権利をもち、他の者は彼の臣民である一人の人間が必ずいること、すべての人間が生まれつき王であるか臣民であるかであることは疑うことのできない真実である²⁹⁾ (FT, 104)。

そして、これを複数の君主が存在する現実の状況と照らし合わせて以下の二通りに解釈する。その解釈とは、①「アダムの後継者という自然の権利は、合法的な王を打ち立てるために必要な権利ではなく、従って、それをもたなくても合法的な王たりうるし、王の権原と権力とはその権利には依存しない」(FT, 105) というものと、②「世界における王は、一人を除いてすべ

て合法的な王ではなく、服従を要求する権利をもたない」(FT, 105) というものである。

そして、前者に対しては、実際の統治の状況を鑑み、「われわれがそれ[引用者：アダムの継承者たる権原]なしでも服従を義務付けられているというのに、そのような権原が何の役にたつのだろうか」と批判する (FT, 105)³⁰⁾。そして、後者に対しては、仮に「アダムの継承者ではない王が主権への権利をもたない」とするならば、われわれは、「誰かがアダムの正しい継承者を示してくれるまでまったく自由である」し、「それが誰かが決定されるまでは、いかなる人も、その良心に従って服従するという義務を負うことはない」と主張する (FT, 105)。

そこでロックは、フィルマーがアダムの後継者として言及している以下の四つ、最年長の親、アダムの血統と子孫、長兄、家父長を具体的に検証し、そのそれぞれについて反論を加えていく。まず、「最年長の親」についてであるが、ロックは、「最年長の親」が、必ずしも男性の後継者を意味しないことを指摘する。また、継承者が一人のみの場合、真の継承者が幼児であることもありうるのに、「最年長の親」が幼児を意味しないことは明らかであるとして、「最年長の親」が必ずしもアダムの後継者になることはない主張する (FT, 109)。次に、「アダムの血統と子孫」については、生きている誰もがアダムの血統及び子孫たる権原をもつため、もし後継者が「アダムの血統と子孫」であるならば、いかなる人もアダムの王的権力をもつことができると主張する (FT, 111)。

フィルマーはまた、聖書におけるカインとヤ

30) ロックは『第二論文』で、フィルマーの説とは別のかたちで、人々を服従に導く統治の権原について論を展開する。この点に関して、ダンも『統治二論』は、政治的義務の可能な範囲を規定する条件を論じようと試みたものである」と指摘している (Dunn, J., *The Political Thought of John Locke*, London, Cambridge University Press, 1969, p. 143)。

29) Filmer, *op. cit.*, p. 144 を参照。

コブの例を取り上げ、長兄が継承者たる権利をもつことを主張する。これに対してロックは、聖書から別の例（カインとアベルやヤコブとエサウの例など）を取り上げ、「神も自然も、第一子にそうした支配権を置いておらず、理性もまた、兄弟の間にそうした生まれながらの優位関係を見いだすことはできない」と主張する（FT, 111）。最後に、「アダムから引き継いだ権利によって家父長たちは統治権を享受していた」（FT, 129）というフィルムマーに対して、ロックは、聖書におけるユダヤノアの例を援用して、「彼は、家父長たちが王であったことも、王あるいは家父長たちがアダムの継承者であったことも、否、彼らが後継者であることを主張したことさえも何一つ証明していない」（FT, 153）と批判する。

このようにしてロックは、誰がアダムの後継者なのかという問題について、フィルムマーが何一つ明らかにしていないことを示し、そうすることで、現在の地上の君主及び支配者が、フィルムマーの学説を用いて、自身がアダムの後継者であることを証明することは不可能であると主張したのである。

3. 政治権力の所在の明示性について

これまでの議論から、仮に個別の支配権及び自然の支配権を根拠にアダムが絶対的な権力をもっていたとしても、それはアダムの死とともに消滅し、現在の君主が持っている支配権を基礎づけるものにはならないということを確認した。以下では、これまでの議論の背後にあるロックの統治に関する原理論的側面について考察し、ロックが政治権力に関して、その所在が明確に示される必要があると考えていたということを示す。

3-1. 政治権力の特徴

ロックは、政治権力とそれ以外を、政治権力が行使される目的やその影響の範囲に着目して

次のように区別している。政治権力³¹⁾が、「被治者の便益」、「他人の利益」（FT, 93）のために用いられる権力であるのに対して、所有権に基づく権力の場合、生存と維持と安楽さのために人が劣位の被造物を使用するための権力であり、またそれは所有権者の利益と個人的な便宜のために用いられる権力であった（FT, 92）。そして、それが夫婦間の権力の場合、夫が「家の中の私的な仕事に関わることがらに采配を振るう権力」（FT, 48）であり、また父の子に対する権力の場合、「純粋に両親と子供たちとの関係に付属する永遠の法」であり「私人としての父親の人格に属する」（FT, 64, 66）ものであった。

このように、公的な性格をもつ政治権力に比して私的な側面が強調されるのみならず、これらの権力はまた、神の意向をその根拠としている点に特徴がある。ロックは、所有権に基づく権力の根拠として、「神自身が行為の原理として人間に植えつけた」「自己の存在を保存すべきとする自然の性向」（FT, 86）を挙げ、夫婦間の権力については、女性が夫に服従する根拠を、神の摂理あるいは自然の中に見いだしている（FT, 47）。また、父の子に対する権力については、子供から尊崇を受ける権原は「自然によって両親に与えられたもの」であり、それは「純粋に両親と子供たちとの関係に付属する永遠の法³²⁾」であると述べている（FT, 63, 64）。この

31) ロックは『第二論文』第1章3節で政治権力を次のように定義する。政治権力とは「プロパティの調整と維持のために、死刑、従って、当然それ以下のあらゆる刑罰を伴う法を作る権利であり、また、その法を執行し、外国の侵略から政治的共同体を防衛するために共同体の力を行使する権利であって、しかも、すべて、公共善（the Public Good）のためだけにそれを行う権利」である（ST, 3）。

32) 原語は eternal Law であり、この語は『第二論文』で、the Laws of God and Nature（ST, 195）の言い換え表現として用いられている。

ような特徴と政治権力との違い³³⁾を鑑み、本稿以下では、これらの権力を総称して自然的権力³⁴⁾と呼ぶことにする。

3-2. 権力所在の明確化

次に、自然的権力と政治権力とを区別した上で、なぜ後者に関して、その所在が明確に示される必要があるとロックは考えるのだろうか。この問題について、一つの足がかりとなるのが『第二論文』の冒頭における以下の箇所である。

[引用者：フィルマーの学説が論駁された今]、地上に存在する現在の支配者たちが、すべての権力の源泉であるとされるアダムの個別的な支配権と家父長的な支配権とからいささかでも恩恵を受けたり、権威の庇護を引き出したりすることは不可能である。従って、世界におけるすべての統治はただ実力と暴力との所産であり、人間は最強のものが支配する獣の世界の法則に則つ

33) ロックは政治権力を「統治者の剣」にたとえて次のように述べている。「統治者の剣は、悪しき業をなす者にとっての恐れであり、この恐れによって、人々に、自然法に適合的に制定された社会の実定法を、共通の規則が規定する範囲内で公共善のために、すなわち、その社会のすべての個々の成員の利益のために遵守させるものである」(FT, 92. 強調は引用者)。ここからも、自然的権力と政治権力の目的や範囲が異なることがわかるだろう。

34) 自然的権力 *natural power* という語は、『第一論文』では、主として、父の子に対する権力を指し (FT, 68, 69, 71, 149)、『第二論文』では、各人が自然状態においてもっている権力 (プロパティを守るだけでなく、自然法の侵害者を処罰する権力) に対して使われている (ST, 87)。『第二論文』における自然的権力を広義に捉えれば、父の子に対する権力だけでなく、夫の妻に対する権力をもその中に含めることが可能であるし、ロック自身も『第二論文』の6、7章で、関連する議論を行っている。したがって、これらの権力を自然的権力と総称することには、ある程度の妥当性があると考えられる。

て共同生活を営むなどと言って、不断の無秩序、悲惨、騒乱、反乱、叛逆 (かの仮説の信奉者たちが声を大にして反対したのはそれらに対してであった) の種を蒔こうという考え方が生じる機会を与えたくないと思う人は、統治の発生、政治権力の起源、政治権力の所有者を指定し識別する方法について、サー・ロバート・フィルマーがわれわれに教えたのとは別のものをぜひとも発見しなければならないであろう (ST, 1)。

ここでロックは、フィルマーの学説を根拠に支配者が権力の正当性を主張できなくなった場合、「不断の無秩序、悲惨、騒乱、反乱、叛逆」が起こりうると考えている。もちろんこれは先の内乱を念頭に置いたものであり、別の箇所においてもロックは、「われわれの著者 [引用者：フィルマー] は、いかなる君主についてもアダムの後継者としての統治への権原を立証することができず」、「やむなくすべてを現在の所有に還元せざるをえなくなり、政治的服従を、合法的王に対してと同様に、篡奪者に対しても向けられるべきものにし、それによって、篡奪者の権原も同等の効力をもつものとした」(FT, 121) と述べている³⁵⁾。こうした状況を避けるためにも、「統治の発生、政治権力の起源、政治権力の

35) ロックのこの箇所が先の内乱及びクロムウェルの共和国体制を念頭に書かれていることは、この後の文章で、ケイドやクロムウェルの名が挙げられていることからわかる。また、同様の指摘は『第一論文』79節でもなされている。アッシュクラフトによれば、王位継承の問題が解決されなければ、その帰結として内乱に至るであろうという、このそれほど不明瞭でもない脅しは、1680年の議会討論においてしばしばウィッグによってなされたし、彼らのパンフレットの中でも行われており、それは、排除法の議会通過だけが、内乱 (civil war) を防ぐ唯一の方法であるというウィッグの主張に説得力を持たせる効果があった (Ashcraft, *op. cit.*, p. 448)。

所有者を指定し識別する方法」について、フィルマーとは別の理論を構築しなければならないとロックは考えているのである³⁶⁾。

しかしながら、なぜ所有による支配では統治の安定が保てないのだろうか。この問題に答えるにあたり、ロックの統治に関する考え方が最も端的に表れている箇所を引用する。

統治への服従がすべての人間の義務であるとしても、それは、命令する権威を帯びた

人間の指令と法とに従うこと以外のことを意味しないのだから、人を臣民とするためには、この世には国王権力というものが存在するというを彼に納得させるだけでは十分ではなく、この権利としての国王権力が帰属する人物を定め、知る方法がなければならない。つまり、人は、自分に対して権力を行使する権利をもつ人物が誰であるかを得心しない限り、良心に顧みてその権力に服従する義務を負うことはできないのである (FT, 81)。

36) 訳者である加藤節も次のように指摘している。ここで示唆されているのは、「実力説の台頭を封じ込めるためにも、フィルマーの説とは異なる権力の正統性理論を発見しなければならないというロックの論法である」と言える。また、「それは、ロックが、王権神授説と実力説とをともに斥けながら、社会契約説へと向かう自説の方向を示唆したもの」と考えられる(加藤, 前掲書, 189 ページ。強調は引用者)。しかしながら、エンゲイジメント論争 (1649-1652 年、共和国体制の正当性を確保するために(最終的に)すべての成人男子に求められた忠誠の誓いをめぐる論争)における、それぞれの説のヴァリエーションをみても、必ずしもロックが、それらを完全に排しているわけではないということがわかる(エンゲイジメント論争については、例えば、Skinner, Q., 'Conquest and Consent: Hobbes and the Engagement Controversy' in his *Vision of Politics*, vol. 3, Cambridge, Cambridge University Press, 2002, pp. 287-307)。例えば、ロックは、『第二論文』第 17 章「篡奪について」で、「篡奪者あるいはその後継者は、人民が、彼らがすでに横取りしていた権力を容認し、彼らのうちに確認することに同意する自由をもち、また実際にそれに同意するまでは、およそ権原をもつことはできない」(ST, 198)と述べており、篡奪者の権力を無条件に否定しているわけではない。つまり、同意する自由が確保されている状況で、人民が(強制されることなく)同意を与えて、支配者が保持している権力を認めた場合には、その権力所有者は正当性を獲得することになる。実際、この可能性は、名誉革命後のウィリアム(三世)の王位を正当化する際に、より深刻に扱われることになる。

同様の指摘は、『第一論文』の 119, 122 節でもなされているが、本稿Ⅲ章 2 節までのアダムスの絶対性に対するロックの論駁を敷衍して考えると、現在の君主は二つの意味で、権利による王ではないということになる。つまり、統治の権原としているアダムスの絶対性そのものが根拠のないものであり、仮にそれが統治の権原として確立されたものであったとしても、現在まで適切に継承されていないため、現在の君主は、権利による王ではないということになる。したがって、ロックの議論によれば、君主が支配者たる権利をもたないのだから、人々が良心から君主に服従することはないし、また、フィルマーの議論を用いて君主が臣民の服従を調達しようとしても、それは不可能ということになる。

ここからわかるように、ロックは、統治の権原及び統治権力の所有者が明らかになっていない限り、人々がそれに良心から服従し、忠誠を誓うことはないと考えているのである。ロックは、この問題の重要性を繰り返し指摘する(例えば『第一論文』106, 122 節)。そして、人々を統治に服従させる場合、統治権力の権原及びその所有者を明確に示す必要があるというロックの統治観の背後には、さらに以下のような人間像が想定されている。

ロックは、統治権力の権原及びその所有者が明確に示されなかった場合の帰結とともに、統

治者層の側と臣民の側に分けて次のように述べている³⁷⁾。まず、統治者層の側からであるが、「誰が権利によってその権力を有しているのか」が明白でない場合、絶対性を賦与された権力は、「もともときわめて強烈な人間の生まれながらの野心をより強め」、「人々をますます熱狂的に権力の争奪に駆り立て」、その結果、「際限のない抗争と無秩序に陥る」(FT, 106)。次に、臣民の側であるが、臣民は、「自分に対して権力を行使する権利をもつ人物が誰であるかを得心しない限り、良心に顧みてその権力に服従する義務を負うことはできない」し、もしそのような状態になれば、人々は、統治者を、「何の痛痒をも覚えることなく変える」(FT, 81)。

したがって、政治権力をめぐる争いを回避し、また「人々の良心を服従の義務の下に置くためには」、人々が、単にこの世のどこかに権力が存在するという事を知るだけでなく、権利によって人々に対する権力が誰に賦与されているかを知ること(つまり、権力所在の明確化)が不可欠ということになる(FT, 81)³⁸⁾。そしてロックは、「そうした無数の難問[引用者: 君主の継承をめぐる以上の事例]に対して十分に備えることができるのは、神の定め(そういうものがあると仮定してだが)という断定が締め出してしまった実定的な法と契約によってである」と指摘する(FT, 126)。

IV. 『第一論文』にみられるロック統治理論の原型

本章では、これまでの議論を踏まえて、〈自然的権力と政治権力の区別〉や〈自己保存のための所有権〉、〈統治の安定〉と〈政治権力の所在の明確化〉の関係性といった諸概念を、『第二論文』で展開されるロックの統治理論と(部分的にはあるが)比較することで、『第一論文』にみられる原理論的性格をより明確に示したいと思う。

まずⅢ章3-1までの議論で、個別の支配権と自然の支配権がともにアダムの絶対的権力の権原にはならず、仮にアダムが絶対的権力をもっていたとしても、フィルマーの主張する相続の論理では、アダムの後継への移譲を説明することはできず、『旧約聖書』の記述からも、現在の君主にまでそれが継承されていることは証明できないというロックの議論を概観した³⁹⁾。その中で、所有権に基づく権力、夫婦間の権力、父(両親)の子に対する権力が、政治権力とは異なるということ、また、いずれの権力も第三者に移譲できないということを確認した。特に所有権に関しては、「創世記」第1章28節にみられる「人類に増殖を命じた神の意図」を汲み取り、それが人類に共通に与えられたものであり、

39) ロックのこうした議論の進め方における実践的な意味について、友岡は『「人間は自然的に自由ではない」(FT, 6)という聖書に根拠をおくと主張されたフィルマーの根本的立場がそのまま無傷で残れば、フィルマー説にとっての痛痒は何らなく、むしろ争いはロックに決定的に不利となるであろう。…論戦を有利に展開し、なおかつフィルマー的な見解の持主たちにとってさえロックが描く“自然状態”を多少なりとも説得的とする努力は、それを、ロックが『根拠なき主張』(FT, 49)と決めつけたフィルマー説と同一のレベルにおかない努力に他ならず、さらにいえば『人間は自然的に自由である』を聖書に適合的なものとして定立すること以外になかった」と主張する(友岡、前掲書、157-8ページ)。

37) このような統治者層と臣民の姿は、『第二論文』においても、「支配者の側における横暴や、恣意的な権力を獲得して人民の上に行使しようとする努力」と「人民の側における放逸と支配者の合法的な権威を振り払おうとする欲求」といったかたちで描かれている(ST, 230; cf. ST, 111)。

38) 同様の指摘は、『第一論文』119, 120, 122節でもなされている。

「自己保存に役立つと判断した被造物を利用する権利」であるというロックの主張の重要性を指摘した。

ロックは、自身のフィルマー論駁の帰結として、以下のように述べる。

人間は、生まれながらの自由をもつということになろう。なぜならば、万物の主にして永遠に祝福されるべき神の明白な指定によって誰か特定の人物の至上性が示されるか、または、人間自身の同意が上位者に自らを従属させるまでは、同じ共通の本性、能力、力を有する者は、すべて本性的に平等であり、共通の権利と特権とにともに与るべきであるからである (FT, 67)。

換言すれば、人々は、政治権力に基づく支配・被支配の関係に置かれていないという意味で、また、自己保存のために所有権が共通に与えられているということから、互いに平等であり、生まれながらの自由をもつということになる。ロックのこの主張を支えているのは、〈自然的権力と政治権力の区別〉、及び人々に共通に与えられている〈自己保存のための所有権〉である。これらは、『第二論文』におけるロックの統治理論にとっても重要な役割を担っている。

ロックは、『第二論文』第2章「自然状態について」の中で、「その[引用者：神の]意志の明確な宣言によってある者を他の者の上に置き、その者に、明示的な任命によって疑う余地のない支配権と主権を与えるのでない限り、すべての者が従属や服従の関係をもたず、相互に平等であるべきだということはあきらかである」(ST, 4)と、再度、『第一論文』におけるフィルマー論駁の帰結を述べる。そしてロックは、自然状態における〈生まれながらの自由〉を主張するにあたり、父と子、夫と妻の関係が、政治権力による支配・被支配の関係にはないという意味で対等であるという議論を、以下でみるよ

うに『第二論文』においても展開しているのである。

ロックは、父(両親)が子供に対してもっている支配権について、それは「自分たちの子供が幼少で不完全な状態にある間はその面倒を見なければならないという彼らに課された義務から生じる」(ST, 58)のものであり、子供は、「ある年齢に達して理性をもつようになると、それに伴って自由をもつようになる」(ST, 61)と主張する。その理由として、両親が子供に対してもっている権力が、「法を作り、それらを、資産、自由、四肢、生命にまで及ぶ刑罰をもって強制する権力」とは異なる点⁴⁰⁾を挙げる(ST, 69)。確かに『第二論文』では、『第一論文』とは異なり、理性的被造物としての人類の平等という視点から議論が行われるものの、上でみたように、父(両親)と子の対等な関係を主張するにあたり、〈自然的権力と政治権力の区別〉が用いられていることがわかる。

また、夫が妻に対してもつ支配権についても、「彼らの共通の利害と所有権とに関わることからしか及ばないものであるから、妻には、契約によって彼女に固有の権利とされているものを完全かつ自由に所有することが許されており、また、妻が夫の生命にいかなる権力をもたないのと同様に、夫にも妻の生命に対するいかなる権力も与えられることはない」(ST, 82)と述べており、ここにおいても、〈自然的権力と政治権力の区別〉を看取することができる。

人々に共通に与えられている〈自己保存のための所有権〉に関しても、関連する議論が、『第二論文』第5章「所有権について」でなされている。ロックは冒頭部分で、「自然の理性」によってであれ、「啓示」によってであれ、「神が

40) ロックはまた別の個所で、「政治権力と家長権力とは、完全に別個で、別々のものであり、それぞれ違った基礎の上に立ち、異なった目的を与えられている」(ST, 71)と述べている。

世界を人類共有のものとして与えたことはこの上なくあきらかである」し、「大地と、そこにあるすべてのものとは、人間の生存を維持し快適にするために与えられたのである」と述べ (ST, 25, 26. 強調は引用者), そこから、「どのようにして人々が、神が人類に共有物として与えたもののある部分に対して、しかも全共有者の明示的な契約もなしに所有権をもつようになったか」(ST, 25) について議論を展開していくことになる。本稿では具体的にロックの所有権論の中身にまで踏み込むことはしないが、少なくともロックが、人々に共通に与えられている自己保存のための所有権を、その出発点としていることがわかる。

次に、本稿Ⅲ章 3-2 の議論から、統治を安定させるためには、政治権力の所在が明確に示される必要があるというロックの統治観を明らかにした。この〈統治の安定〉と〈政治権力の所在の明確化〉との関係は、『第二論文』においてもまた重要な要素となっている。ロックは、自然状態においてプロパティの享受が不安定になる理由として、「明確な法」と「権威をもつ裁判官」の欠如を挙げる (ST, 20)⁴¹⁾。なぜなら、「自然法とは書かれたものではなく、人間の心のうちにしか見いだされないのであるから、情念や利害のために誤ってそれを引用したり、その適用を誤ったりする者は、確立された裁判官がない場合には、自分の誤謬を容易には得心することができないからである」(ST, 136)。したがって、「社会の誰でもが従わなければならない公知の権威を樹立すること」(ST, 90. 強調は引用者) によって、自然状態の不都合を克服することが、政治社会の目的であると主張する。そして、立法権力についても、「公布された恒常的な法と、権威を授与された公知の裁判官とによって、正義を執行し、臣民の諸権利を決定す

るように義務づけられている」(ST, 136. 強調は引用者) と述べる⁴²⁾。このように、政治社会の目的、立法権力の性質について、ロックが〈統治の安定〉と〈政治権力の所在の明確化〉の関係性を重視していたことがわかる。

V. おわりに

本稿Ⅱ章でみたように、『第一論文』と『第二論文』の関係性については、『第一論文』が『第二論文』に先立って執筆されたことが明らかになってからも、前者における政治権力と所有権の区別の重要性を指摘するものはあったが、抵抗権論がないことから、むしろ変化の側面が強調されてきた。しかし、本稿における『第一論文』の分析によって、確かに自然法の枠組みで論じられる『第二論文』とは異なり、より『旧約聖書』の記述に依拠したかたちではあったが、『第二論文』で自然状態から政治社会を設立する際に重要な役割を担う、生まれながらの自由、平等、自己保存権といった諸概念や〈統治の安定〉と〈政治権力の所在の明確化〉の関係性などが、『第一論文』に内在していることを確認することができた⁴³⁾。つまり、ロックは既に『第一論文』の中でこれらを用いて統治理論の原型を描いていたのである。逆に、そのような素描をもっていたからこそ、それに基づいて、フィ

42) 同様の主張は、『第二論文』131, 137 節でもなされている。

43) 中神も同様に、「こうして既に『第一論文』において、人間の生来の自由及び平等と人々の同意による政治社会の設立とを、彼はフィルマーの依拠した聖書を逆用して示唆していたのである」と指摘する(中神, 前掲書, 123 ページ)。ただし、本稿Ⅲ章 3 節で議論した〈統治の安定〉と〈政治権力の所在の明確化〉との関係性について、「人間の情念の負の側面」と「法への服従」に関する指摘はあるものの(同上, 127-8 ページ), 『第二論文』と関連付けて、積極的に議論しているわけではない。

41) 自然状態における不都合については、『第二論文』124, 125 節を参照。

ルマー論駁を展開することができたのかもしれない。

本稿の議論を踏まえて、ロックの統治理論の全体像を把握するためには、本稿でより明確になった『第一論文』の特質が、『第二論文』の中で具体的にどのように展開されているかを明らかにしなければならない。というのも、『第一論文』と『第二論文』の一番大きな差異である抵抗権論が、ロックの統治理論の中でどのような役割を担っているのかを考察するためには、

『第一論文』でロックの統治理論の原型を構成していた諸概念を、(IV章で部分的には行っているものの)より詳細に自然法の枠組みの中で再度捉えなおす必要があるからである。そうすることによって、ロックの統治理論における抵抗権論の位置づけが可能になると考えられる。その際に、特に重要となるのがロックの同意理論であるが、これについては別稿で扱いたいと思う。